◎新潟県告示第1129号

漁船損害等補償法(昭和27年政令第28号)第112条第4項の規定により所有する指定漁船の全部を政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険に付さなければならない指定漁船所有者の範囲を定めるための地域の指定を次のとおり変更する。

平成24年9月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

変更前の加入区の名称及び区域

加入区の名称	区域
外海府中央	佐渡市矢柄、関、五十浦、岩谷口、小田、大倉の区域
高千	佐渡市石名、小野見、北田野浦、高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、 北片辺、南片辺の区域

変更後の加入区の名称及び区域

加入区の名称	区域
高千	佐渡市矢柄、関、五十浦、岩谷口、小田、大倉、石名、小野見、北田野浦、 高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、北片辺、南片辺の区域